

平成23年度特許庁委託事業

模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

2012年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

3.4 著作権法および商標法が定める規定

3.4.1 著作権法

著作権法は、特定の著作権侵害行為を刑事犯罪として規定しており、これを犯した者は著作権所有者または国が起す刑事訴訟の対象となる。

無許可の複製物を対象にした商取引の禁止

著作権法は、著作権で保護されている物の無許可の複製物（以下「権利侵害複製物」とする）を対象にした商取引を刑事罰の対象として指定している。

以下の行為は違反行為とみなされる。

- (1) 販売または賃貸を目的とした権利侵害複製物の作成¹³⁸
- (2) 権利侵害複製物の販売、賃貸、販売または賃貸を目的とした提供または陳列¹³⁹
- (3) 取引を目的とした権利侵害複製物の公衆での展示¹⁴⁰
- (4) 取引を目的とした、または著作権の所有者に不利益を与える程度に権利侵害複製物の頒布¹⁴¹
- (5) 上記の(2)から(4)で述べられる目的のために権利侵害複製物の輸入¹⁴²
- (6) 権利侵害複製物を作ることを目的とした具体的に設計または適合された物をの作成または所有¹⁴³

上記一覧で示す著作権侵害を成立させるためには、侵害者が扱う複製物が著作権で保護された物の侵害複製物であることを認識していた、または認識していたと合理的に判断できることを起訴側が証明しなければならない。

侵害者が著作権で保護された物の侵害複製物を5つ以上所持していた場合、他の方法で証明が成されない限りこの者は販売目的、または個人的使用および家庭内での使用以外の目的にそれらの複製物を所持していたと推定される。¹⁴⁴

無許可の複製物を対象にした商用利用の禁止

著作権所有者の同意または許可なく著作権で保護された物を再生または複製する行為は直接的な著作権侵害となるが、通常、侵害者は刑事処分の対象にはならない。

しかし、そうした直接的な侵害行為を意図的に行った場合、すなわち(i)侵害行為の程度が重大である場合、または(ii)侵害者が商業的な利益を得る目的で侵害行為を行った場合、¹⁴⁵すなわち自身が営む事業または取引のために直接的な利益、利点、または経済的収入を得る目的でそうした行為を行った場合は刑事上の違反行為となる。¹⁴⁶

著作権を保護する技術的措置の迂回行為の禁止

自身の行為が技術的措置の迂回行為に相当することを認識している状況、または認識していると合理的に判断できる状況で技術的なアクセス管理措置を迂回する行為は、著作権法に基づき禁じられている。¹⁴⁷

¹³⁸著作権法第136条(1)(a)

¹³⁹著作権法第136条(1)(b)

¹⁴⁰著作権法第136条(1)(c)

¹⁴¹著作権法第136条(3)(a)および136条(3)(b)

¹⁴²著作権法第136条(2)

¹⁴³著作権法第136条(4)

¹⁴⁴著作権法第136条(7)

¹⁴⁵著作権法第136条(3A)(c)(i)および136条(3A)(c)(ii)

¹⁴⁶著作権法第136条(6B)

¹⁴⁷著作権法第261C条(1)(a)

技術的アクセス管理措置の迂回行為を成立させるためには、侵害者が意図的にその行為を行ったこと、および商業的な利益または個人的な金銭的收入を得ることを目的にその行為を行ったことを起訴側が証明しなければならない。¹⁴⁸

シンガポール著作権法はまた、著作権で保護された物へのアクセスを管理する措置を迂回することを目的とした製品またはサービスを製造、輸入、頒布、および国民に提供することを禁じている。¹⁴⁹

技術的な保護措置を迂回するための製品またはサービスを提供したことによる刑事犯罪を成立させるためには、侵害者が意図的にその行為を行ったこと、および商業的な利益または個人的な金銭的收入を得ることを目的にその行為を行ったことを起訴側が証明しなければならない。

侵害者が以下に該当しない場合、侵害者は意図的に行為を行ったものとみなされる。

- 製品またはサービスが持つ技術的な保護措置を迂回する能力を自身が宣伝した、またはこの宣伝を行うことを許可した。¹⁵⁰
- 技術的な措置を迂回すること以外に製品またはサービスが持つ商業的な目的または用途は限定的であることを認識していた、または認識していたと合理的に判断できる理由がある。¹⁵¹
- 技術的な措置を迂回することを主な目的として製品が設計または製造されたことを認識していた、または認識していたと合理的に判断できる理由がある¹⁵²
- 技術的な措置を迂回することを主な目的としたサービスを自身が実施した、またはこの実施を許可した。¹⁵³

自身が営む事業または取引のために直接的な利益、利点、または金銭的な収入を得るために行為が行われた場合、侵害者は商業的な利益を得ることを目的に行為を行ったものとみなされる。¹⁵⁴

¹⁴⁸ 著作権法第261C条(4)

¹⁴⁹ 著作権法第261C条(1)(b)および261C条(1)(c)

¹⁵⁰ 著作権法第261C条(6)(a)および261C条(7)(a)

¹⁵¹ 著作権法第261C条(6)(b)および261C条(7)(b)

¹⁵² 著作権法第261C条(6)(c)

¹⁵³ 著作権法第261C条(7)(c)

¹⁵⁴ 著作権法第261C条(8)

上記一覧で示す著作権侵害行為に対する刑罰を以下の表にまとめる。

	侵害行為	規定される刑罰
(i)	販売または賃貸を目的とした権利侵害複製物の製造 ¹⁵⁵	罰金刑: 一点につき最大\$10,000、合計で最大\$100,000(いずれか低い額を適用) または 懲役刑: 最長 5 年 または 両方
(ii)	権利侵害複製物の販売、賃貸、販売または賃貸を目的とした提供または陳列 ¹⁵⁶	
(iii)	取引を目的とした権利侵害複製物の公共の場における陳列 ¹⁵⁷	
(iv)	取引を目的とした、または著作権の所有者に不利益を与える程度の権利侵害複製物の頒布 ¹⁵⁸	罰金刑: 最大 \$50,000 または 懲役刑: 最長 3 年 または 両方
(v)	上記の(ii)から(iv)を目的とした権利侵害複製物の輸入 ¹⁵⁹	罰金刑: 一点につき最大 \$10,000、合計で最大\$100,000(いずれか低い額を適用) または 懲役刑: 最長 5 年 または 両方
(vi)	権利侵害複製物の作成を目的とした具体的な設計または適合された物品の作成、または所有 ¹⁶⁰	罰金刑: 一点につき最大 \$20,000 または 懲役刑: 最長 2 年 または 両方
(vii)	(i) 重大な侵害行為が生じる程度に ¹⁶¹ 、または(ii) 商業的利益の取得を目的とした侵害行為が生じるように ¹⁶² 、著作権で保護された物の意図的な複製または再生	罰金刑: 最大 \$20,000(2 回目以降の侵害行為については \$50,000) または 懲役刑: 最長 6 ヶ月(2 回目以降の侵害行為については 3 年) または 両方
(viii)	自身の行為が技術的な措置の迂回行為に相当することを侵害者が認識している状況下において、または認識していると合理的に判断できる理由がある状況における、意図的で、商業的な利益の獲得を目的とした ¹⁶³ 技術的なアクセス管理措置の迂回行為 ¹⁶⁴	罰金刑: 最大 \$20,000

¹⁵⁵ 著作権法136条(1)(a)

¹⁵⁶ 著作権法136条(1)(b)

¹⁵⁷ 著作権法136条(1)(c)

¹⁵⁸ 著作権法136条(3)(a)および136条(3)(b)

¹⁵⁹ 著作権法136条(2)

¹⁶⁰ 著作権法136条(4)

¹⁶¹ 著作権法136条(3A)(c)(i)および136条(3A)(c)(ii)

¹⁶² 著作権法136条(6B)

¹⁶³ 著作権法261C条(4)

¹⁶⁴ 著作権法261C条(1)(a)

	侵害行為	規定される刑罰
(ix)	著作権で保護された物へのアクセスを管理する措置を迂回することを意図した製品またはサービスを意図的に、かつ商業的な利益を獲得することを目的とした製造、輸入、頒布、および公衆への提供 ¹⁶⁵	罰金刑：最大 S\$20,000 または 懲役刑：最長 2 年 または 両方

裁判所は、大量の侵害物品を取引し、組織的な方法で(犯罪組織に属することで)侵害行為を行う模倣者に罰金刑と施設内処遇の両方を科すことができる。

¹⁶⁵著作権法261C条(1)(b)および261C条(1)(c)

3.4.2 商標法

商標法では刑事犯罪となる特定の商標侵害行為について規定しており、この法律により侵害者は知的財産権の所有者または(AGC を介して) 国によって刑事訴追される。

模倣品商取引の禁止

商標法では、登録商標を不当に使用した製品(以下「権利侵害となる製品」とする)の商取引は刑事罰の対象とされている。

以下の行為は不法行為とみなされる。

- 特定の登録商標を偽り、あるいは改ざんする目的でその登録商標に類似したマークを作成することによる模倣行為¹⁶⁶
- 特定の登録商標を偽って製品またはサービスへの使用(マークや広告、インボイス、ラベル、または価格表に登録商標を使用することも含む)¹⁶⁷
- 見た目が特定の登録商標に類似した登録商標または標識の複製物を具体的に設計または適合された物品の製造または所持¹⁶⁸
- 取引または製造を目的とした侵害製品の輸入¹⁶⁹
- 侵害製品の販売、提供、または販売を目的とした陳列¹⁷⁰
- 取引を目的とした侵害製品の所持¹⁷¹

上記一覧で示す商標に関する不法行為に対する刑罰を以下の表にまとめる。

	違反行為	規定される刑罰
(i)	特定の登録商標を偽り、あるいは改ざんする目的でその登録商標に類似したマークを作成することによる模倣 ¹⁷²	罰金刑: 最大 S\$100,000 または 懲役刑: 最長 5 年 または 両方
(ii)	特定の登録商標を偽って製品またはサービスへの使用(マークや広告、インボイス、ラベル、または価格表に登録商標を使用することも含む) ¹⁷³	罰金刑: 最大 S\$100,000 または 懲役刑: 最長 5 年 または 両方
(iii)	見た目が特定の登録商標に類似した登録商標または記号の複製物を具体的に設計または適合された物品の製造または所持 ¹⁷⁴	罰金刑: 最大 S\$100,000 または 懲役刑: 最長 5 年 または 両方

¹⁶⁶ 商標法第46条

¹⁶⁷ 商標法第47条

¹⁶⁸ 商標法第48条

¹⁶⁹ 商標法第49条(a)

¹⁷⁰ 商標法第49条(b)

¹⁷¹ 商標法第49条(c)

¹⁷² 商標法第46条

¹⁷³ 商標法第47条

¹⁷⁴ 商標法第48条

	違反行為	規定される刑罰
(iv)	取引または製造を目的とした侵害製品の輸入 ¹⁷⁵	罰金刑: 一点につき最大 S\$10,000、合計で最大 S\$100,000(いずれか低い額を適用) または 懲役刑: 最長 5 年 または 両方
(v)	侵害製品の販売、提供、または販売を目的とした陳列 ¹⁷⁶	
(vi)	取引を目的とした侵害製品の所持 ¹⁷⁷	

3.4.3 企業の取締役が負う刑事責任

商標法第 46 条から第 49 条に基づき、企業が商標の侵害行為を行った場合、または著作権法の第 136 条に基づき著作権の侵害行為を行った場合、その企業の取締役、経営者、秘書、または同等の役員、あるいはそうした権能を有する者は、自身の承認または黙認のもとそうした行為が行われた場合、当該行為につき個人的責任を負うものとする。¹⁷⁸

¹⁷⁵ 商標法第 49 条(a)

¹⁷⁶ 商標法第 49 条(b)

¹⁷⁷ 商標法第 49 条(c)

¹⁷⁸ 著作権法第 201 条 B(4)(商標法第 107 条 (4)に対応)

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

[著者]
ATMD バード & バード法律事務所

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。